

宮崎県版 旅館業許可・建築書類チェックリスト

宿カギ (yadokagi.jp) | 手引き確認日: 2026-08-01 | 作成日: 2026-08-01

本チェックリストは公表資料に基づく参考情報です。要件・様式は変わることがあるため、必ず管轄窓口で最新をご確認ください。

1. 物件情報 (ご記入ください)

- ☐ 物件の所在地
- ☐ 築年 (おおよそで可)
- ☐ 構造 (木造・鉄骨造・RC造など)
- ☐ 階数
- ☐ 延床面積 (用途変更する部分の床面積)
- ☐ 建物登記の有無
- ☐ 確認済証・検査済証・図面の有無

2. 宮崎県の手引きで求められる建築関係書類 (該当を確認)

検査済証の写し: 原則必要 (公開資料に提出書類としての記載あり)

検査済証がない場合の代替ルート: 公開資料では代替ルートを確認できず

「公開資料では確認できず」は、今回確認した公開資料の範囲に記載が見当たらなかったという意味です。その書類が不要であること、あるいは代替が認められないことを示すものではありません。実際の取扱いには物件ごとに異なるため、管轄の保健所・建築部局にご確認ください。

建築士による証明・確認書類: 手引き上は記載なし (要窓口確認)

消防法令適合通知書: 必要 (手引きに記載あり)

事前相談: 必要 (手引きに記載あり)

関係様式 (手引き記載・公式ダウンロード先):

- ・申請書 (様式第1号) (宮崎市)
https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/fs/7/7/8/4/4/0/_/778440.doc
- ・R7.4.1~旅館業営業許可 事前相談書 (宮崎市・Excel様式)
https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/fs/8/3/7/8/8/2/_/837882.xls
- ・旅館業営業施設の概要 (保健所用紙あり・宮崎市 / 宮崎県様式では別紙1)
<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/eiseikanri/kense/shinse-todokede/0404028.html>
- ・暴力団排除条項に係る申告書兼同意書 (宮崎市)
https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/fs/7/5/3/4/8/6/_/753486.doc
- ・客室・浴室等衛生管理責任者設置 (変更) 届 (宮崎市)
https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/fs/5/8/7/4/3/1/_/202783.doc
- ・旅館業法第3条第2項各号への該当の有無に関する確認書 (宮崎県様式・別紙2)
https://www.pref.miyazaki.lg.jp/documents/1714/1714_20250630120050-1.pdf

3. 出典 (公式情報・確認先)

・旅館業 (宮崎市保健所 保健衛生課) (宮崎市 (中核市・保健所設置市) / 公式ページ / 確認日 2026-08-01)

https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/health/life_and_health/1628.html

・旅館業法営業許可 申請書類一覧 (PDF) (宮崎市 (中核市・保健所設置市) / 申請書 / 確認日 2026-08-01)

https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/fs/8/0/2/5/0/2/_/802502.pdf

・R7.4~旅館等施設・公衆浴場施設を開業される方 (PDF) (宮崎市 (中核市・保健所設置市) / 手引き / 確認日 2026-08-01)

<https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/fs/8/3>

/7/1/7/3/_/837173.pdf

・旅館業営業許可申請書（衛生管理課 申請・届出ページ）（宮崎県 / 申請書 / 確認日 2026-08-01）

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/eiseikanri/kense/shinse-todokede/0404028.html>

・旅館業営業許可申請書（様式PDF・添付書類一覧付き）（宮崎県 / 申請書 / 確認日 2026-08-01）

https://www.pref.miyazaki.lg.jp/documents/1714/1714_20250630120050-1.pdf

4. 次のステップ

書類がそろわない場合や、どれに該当するか分からない場合も、そのままの状態でご相談いただけます。宿カギの無料物件診断（<https://yadokagi.jp/#contact>）では、翌営業日までに対応可否の見立てをご連絡します。本資料は旅館業許可の取得や証明書の発行を保証するものではありません。